

事 務 連 絡
平成28年5月25日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一・二）課長 殿
企画観光部交通企画課長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車局旅客課

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業における交通サービス利便向上促進
事業に係る補助金交付申請の受付期間等について

平成28年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金における交通サービス利便向上促進事業の交付申請については、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）の執行について」によるほか、下記のとおりとしますので、関係事業者へ周知頂くとともに、その取扱いについて遺漏のないようよろしくお願い致します。

記

1. 交付申請の受付期間
平成28年5月26日（木）～6月17日（金）
2. 査定の実施
予算額を超える交付申請を受理した場合は、査定を実施します。
本年度は要望調査によると予算額を超える見込みですので、別添のとおり査定を実施する見込みです。
3. 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステムについて
補助対象事業は、バス交通ICカードに係るものに限るものとします。
4. バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費に係る補助額の算定について
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車）に関する運用方針3. を準用するものとします。
5. バス車両（ノンステップバスに限る。）の導入等について
単純な代替車両（当該事業者のノンステップバスの総数が増加しない場合）については、採択しないこととし、補助申請ができるのは、平成28年度におけるノンス

テップバスの総数の増加分のみとします。

※ 別添の宣誓書を記載の上、交付申請時に添付するよう関係事業者への周知方よろしくお願い致します。

※ ノンステップバスの総数の増加分を超える台数に補助がなされていたことが判明した場合には、当該事業者に係るノンステップバス導入率が上昇した場合を除き、当該超過分の台数について補助金の返還をして頂く予定です。

6. ブロック別連絡会交通対策ワーキンググループにおける事業実施計画の確認

地方運輸局等は、申請書の審査にあたり、ブロック別連絡会交通対策ワーキンググループで了承された事業実施計画の内容と相違がないか等を確実に確認した上で、本省あて進達をお願いします。

以上